

鳥取県立鳥取療育園：備品等整備委員会設置要綱

（目的）

第1条 鳥取療育園で購入する備品等の物品（以下「備品等」という。）について、その効果・必要性を総合的に検討して、公正な選定を行うため、備品等整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。本要綱では委員会を円滑に運営するための必要な事項を定める。

（組織）

第2条 委員会の委員は、下表に基づき、園長が指名する。なお、要求部署の担当者を指名し、意見を聞くことができることとする。ただし、人数は必要最小限とする。

区分	委員長	委 員
職名	副園長	各担当総括、園長

2 委員長に事故があるときは、園長がその職務を代理する。

3 委員会の事務は要求部署が行う。

4 要求部署は、下記の資料を事前に提出する。

・機器等の情報（内容、代替機器の有無、価格等）

・購入により期待される効果

（具体的に記載すること。例：・時間外勤務が○時間減少する。・○円の増益が見込まれる。）

（所管事項）

第3条 委員会の所管する事項は、1件ごとの備品機器等ごとに開催し、委員会は常設とする。

（開催）

第4条 委員会は、備品1件ごとの購入にあたり、下表の基準に基づき開催する。

区 分	開催の基準
10万円未満	物品購入伺いで機種等の選定理由を記載し、決裁を得ることで委員会の開催に代える。
10万円以上200万円未満	委員会を随時開催する。
200万円以上	必要に応じて外部委員を招き、委員会を開催する。 なお、外部委員の選定は、その都度、委員会で協議する。

※（予算上の区分）

購入価格が10万円未満のものは消耗品費、10万円以上のものは備品購入費を支出科目とする。

（会議）

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、前条第1項の規定による委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議決は、出席委員全員の合意によるものとする。

4 委員長は、議事の運営上必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

3 委員は、後任者が任命されるまでの間はその職務を行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は園長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。